

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

北海道下川町

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
下川町	46.8 歳	10 人	245,430円	271,517円	270,030円	—	—	—	—
うち調理員	52.0 歳	6 人	239,817円	258,152円	250,797円	調理士	42.5 歳	248,200円	1.04
うち運転技術員	37.5 歳	2 人	252,750円	312,180円	305,300円	自家用乗用 自動車運転者	50.4 歳	257,500円	1.21
うち公務補	40.5 歳	2 人	254,950円	270,950円	285,667円	用務員	53.9 歳	227,200円	1.19
北海道	46.3 歳	1,799 人	307,413円	349,077円	343,944円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
類似団体	48.8 歳	4 人	283,453円	308,927円	301,730円	—	—	—	—

※「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当（期末手当、勤勉手当、寒冷地手当を除く。）の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成 16 年から 18 年の 3 ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
	0	0	0	1	1	1	1	1	0	2	3	0
全 体	0	0	0	1	1	1	1	1	0	2	3	0
調理員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3	0
運転技術員	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
公務補	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0

(3) その他の給与に関する事項

ア 給料表

一般行政職と同様の給料表を適用（国の行（一）、行（二）を合わせた独自の給与表）

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

特別養護老人ホームに従事する職員の特殊勤務手当	調理員	月額 3,000 円
知的障害者更生施設に従事する職員の特殊勤務手当	調理員	月額 3,000 円

ウ 昇給基準

職員の昇給は、毎年 1 月 1 日に前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて 4 号俸を標準として昇給する。（55 歳を超える場合は 2 号俸）

2 基本的な考え方

技能労務職員については、退職者の完全補充をしないこととして取り組んでおり、補充しない部分の職員については定数外職員での対応としている。

3 具体的な取組内容

技能労務職の給与については一般行政職と同様の給料表を使用しているが、初任給基準、昇格基準に差をもうけているほか、給料表の四級までの適用としている。

4 その他

全体の職員数については、行政改革及び集中改革プラン、定員適正化計画において、退職者補充は1／3程度を基本として、年齢構成の平準化を考慮し計画的に取り組んでいる。